

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-2・5F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

August, 2011

なごみ便り

www.101dog.co.jp

雇用を増やした企業に対する雇用促進税制が創設されました

この制度は、一定の要件を満たす法人及び個人が従業員の採用を新たに行って雇用保険被保険者数を増加させた場合、増加人数に応じて一定の税額を控除する制度です。

主な適用要件



H23年4月1日からH26年3月31日までの期間内にはじまるいずれかの事業年度(決算期)中に、雇用保険一般被保険者数を10%以上かつ5人(中小企業は2人)以上増加させたこと

$$\frac{\text{当事業年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}} \geq 10\%$$

前事業年度及び当事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと

当該事業年度における支払給与額が前事業年度よりも以下の額以上に増加していること
給与増加額 前事業年度の給与 × 雇用者増加率 × 30%

青色申告書を提出する事業主であること

風俗営業等を営む事業主ではないこと

控除額

雇用保険一般被保険者の増加人数1人あたり20万円の税額控除
(限度額: 当期法人税額の10%(中小企業は20%))



手続き

事業年度開始2カ月以内(平成23年4月1日~8月31日までに事業開始した事業主は10月末まで)に雇用促進計画を作成、ハローワークに届出



事業年度終了後2カ月以内にハローワークより雇用促進計画について確認を受ける



ハローワークより交付される雇用促進計画等の書類を確定申告書に添付する



雇用促進計画は、8月1日からハローワークで受付開始です。

平成 23 年 9 月より厚生年金保険料率が変わります

平成 23 年 9 月（同年 10 月納付）分から平成 24 年 8 月（同年 9 月納付）分までの保険料率は



一般被保険者の方
(厚生年金基金加入員は除く)

現行

平成 23 年 9 月から

16.058%

16.412%

(各従業員の方の保険料については、保険料額表をご覧ください。)

社会保険料翌月控除の事業所は、10月支払分の給与から、当月控除の事業所は、9月支払分の給与から、新しい料率での控除となります。

4月昇給者は7月分より健康保険・厚生年金保険料が変わります (条件に該当する場合)

昇給月が4月で、下記の条件をすべて満たす場合は、7月分保険料(8月納付)より社会保険の標準報酬月額が変わります。

【条件】

1. **固定的賃金**の変動があったこと(残業手当・皆勤手当などは非固定的賃金です)
2. 変動月以降継続した3月間(4月昇給なら4・5・6月)のいずれの月も**17日以上**の出勤があったこと
3. 3月間の報酬の平均額と、従前の標準報酬月額との間に**2等級以上の差**が生じること

これらの条件に該当する場合、年金事務所に報酬月額変更届を提出する必要があり、決定後、標準報酬決定通知書が送られてきます。

4月昇給の場合、改定月は7月です。

社会保険料翌月控除の事業所は、8月支払分の給与から、当月控除の事業所は、7月支払分の給与から、新しい率での控除となります。

翌月控除とは

9月分(10月納付期限)の社会保険料を10月に支給される給与から控除している場合

当月控除とは

9月分(10月納付期限)の社会保険料を9月に支給される給与から控除している場合

(文章担当:根本)

～戦略MG(マネジメントゲーム)研修のご案内～

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SパソのS社長はSパソを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントゲームを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。(06-6944-4117)